

こ 支 性 第 78 号
令和 8 年 7 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けたキャラクター策定・広報啓発資料の
周知依頼について

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法の施行まで半年を切り、必要な周知・広報を一層進める観点から、今般、新たにリーフレットを作成いたしました。本リーフレットは、保護者をはじめとする一般の方には、こどもを性暴力から守るためにできる取組への理解を深めていただくこと、対象事業者・従事者には法により求められる対応や留意事項への理解を深めていただくことを目的としています。

さらに、法の対象事業を行っている施設、自治体、その他の公共施設等に掲示いただき、制度の開始とその趣旨をお知らせするポスターも制作しました。これらは、こども家庭庁のウェブサイトにも掲載しています。

なお、今般法の対象事業者が表示することができる「事業者マーク」（通称「こまもろうマーク」）の中で描かれているフクロウのキャラクター「こまもろう」を法の公式キャラクターとして位置づけ、本リーフレットやポスターにおいて活用しています。本キャラクターは今後、法の周知・広報に積極的に活用していくこととしており、今後、各自治体や事業者が法についての周知・広報を行う際にも、利用することが可能です。

各都道府県並びに指定都市及び中核市におかれては、下記に掲げる対象ごとに作成した別添の周知資料について、学校教育、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただくとともに、各都道府県におかれては管内の市区町村に対し、周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

1 一般の方向けリーフレット（別添１）

保護者をはじめとする一般の方向けに、こどもを性暴力から守るために日頃から心がけるべきことや、こどもから性被害の相談を受けた時の対応等をまとめたもの。

2 事業者向けリーフレット（別添２）

制度の対象事業者向けに、法施行後に求められる対応や、法の認定を受けることによるメリット等をまとめたもの。

3 従事者向けリーフレット（別添３）

制度の対象従事者向けに、こどもに対する性暴力の特性等、こどもと接する業務に従事する上で求められる対応や留意事項等についてまとめたもの。

4 ポスター（別添４）

公式キャラクター「こまもろう」を活かしたデザインで、法の開始やその趣旨の周知を目的としたもの。学校や保育所等、法の対象事業を行っている施設、自治体、その他の公共施設に掲示していただくことを想定したもの。

※ キャラクターについては、今後、当庁ホームページにおいてデータや利用手引きの掲載を予定していますが、早期に必要な場合については、下記連絡先までお問い合わせをお願いいたします。

上記周知資料はこども家庭庁ウェブサイトに掲載されています。同ウェブサイトに掲載されている既存の動画およびリーフレットも併せてご活用ください。
（こども家庭庁ウェブサイト）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【問合せ先】

こども家庭庁支援局

参事官（こども性暴力防止担当）

Mail : comamorou.kouhou@cfa.go.jp

TEL : 03-6858-0195

こどもを性暴力からまもるための取り組み

こどものために できること？

保護者の方
こどもと関わる
大人の皆さまへ



こまろう(「こども性暴力防止法」公式キャラクター)

こどもをまもろう みんなでまもろう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。

こどもが見せるサインにいち早く気づくよう

周囲の大人が日常的に目を配ることが必要です。

こどもが相談しやすい環境をつくって

みんなでこどもを性暴力からまもりましょう。



「こまろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんが
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るよう求められる など

保護者のみなさまにお願い



日頃からよくコミュニケーションを取りましょう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。
こどもの異変やSOSに、大人がいち早く気づくことが大切です。

こどもへの性暴力は
この3つが特徴です

① 深刻さ ② 相談のしづらさ ③ 発見のしづらさ

日頃からこどもと話しておくこと

- ✓ 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は、自分も相手もお互いに見せない・触らせない
- ✓ イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- ✓ 「イヤだ」「やめて」と言えなかったとしても、あなたは悪くない
- ✓ イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する

こんな様子が見られたら

「**どうしたの？**」

と声をかけてみましょう

- ・ 不眠（夜更かし、怖い夢を見るなど）
- ・ 集中力の低下、ぼんやりする
- ・ 自信喪失、自己卑下
- ・ 人との距離の変化（人と接触を避ける、過度に距離が近い） など

こどもから性被害の 相談を受けた時の 対応

- ・ 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、疑ったり否定したりせず、寄り添いながら話を聴いてください。
- ・ 聴き取る内容は最小限にし、こどもが自発的に話す内容のみ受け止めてください。詳しく尋ねると、記憶に影響するおそれがあります（記憶の汚染）。
- ・ なるべく早くワンストップ支援センター／警察／児童相談所等に相談してください。

はやくワンストップ
ワンストップ
支援センター **#8891**

ハートさん
性犯罪被害
相談電話（警察） **#8103**

いちばやく
児童
相談所 **#189**

2026年12月25日施行

「こども性暴力防止法」
とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が求められます。

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。



教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を**公表**



看板や広告に
認定マーク**表示**



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を**認知**



教育・保育 などを行う 事業者 の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、

法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもに対する 性暴力の防止 についてできること 考えてみませんか？



こどもに対する性暴力は

断じて許されません。

こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる
重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／
服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を
触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るよう求め
られる など

こどもに対する性暴力の特性

相談の
しづらさ

発見の
しづらさ

深刻さ

- 他者や社会への信頼を失う
- 罪悪感や恥ずかしさ
- 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

支配性

継続性

閉鎖性

指導などを通じて
強い立場に立つ

業務の中で繰り返し
こどもと接する

保護者などの
目が届かない

不適切な行為とは？一緒に考えてみましょう



POINT 1

「不適切な行為」とは、性暴力に該当しないが、
業務上必要とはいえず、継続・発展することで
性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達
段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を未然に防ぐために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が
失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合ひましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について
話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。

不適切な行為の例

- ・ こどもとSNS上で私的なやり取り
- ・ 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- ・ こどもと二人きりで私的に会う など

未然防止・早期発見のための取り組み

☑ こどもの日常観察

☑ 相談窓口の設置・周知

☑ 面談・アンケート実施

☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも
起こる可能性がある」
との意識を持って、未然防止や
早期発見に努めましょう。



皆さま一人ひとりの
ご協力をお願いします



「こどももろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら



こどもをまもろう みんなでまもろう

学校、保育園、塾や習い事。

こどもたちが日々過ごす場所を安心できる環境へ。

こどもたちを性暴力からまもるために何ができるのか、

みんなで一緒に考えてみませんか？

合言葉は、「こまもろう」

こども性暴力防止法

2026年12月25日施行

日直

こまもろう

〈公式キャラクター〉



「こども性暴力防止法」
について
詳しくはこちら



こどもまんなか
こども家庭庁